附　則

この省令は、令和五年八月一日から施行する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二　総領事館

区分	号別 月額	［略］	88号	89号	［略］	91号	92号	［略］	94号	［略］	98号	［略］	100号	［略］
			円 408,700	円 397,700		円 375,700	円 364,700		円 342,700		円 298,700		円 276,700	
国地の別	アジア			チェンナイ ベンガルール ムンバイ 香港		重慶 瀋陽	広州 上海				スラバヤ チェンマイ 済州		ダナン	
	大洋州													
	北米					アトランタ シアトル ニューヨーク ボストン ホノルル ロサンゼルス	サンフランシスコ シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ハガッニャ ヒューストン マイアミ				カルガリー トロント バンクーバー			
	中南米			マナウス			レシフェ レオン		リオデジャネイロ					
	欧州					サンクトペテルブルク	ユジノサハリンスク		ウラジオストク ハバロフスク		デュッセルドルフ ミュンヘン		マルセイユ	
	中東												イスタンブール	
	アフリカ													

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

二　総領事館

区分	号別 月額	［同上］	88号	89号	［同上］	91号	92号	［同上］	94号	［同上］	98号	［同上］	100号	［同上］
			円 408,700	円 397,700		円 375,700	円 364,700		円 342,700		円 298,700		円 276,700	
国地の別	アジア			チェンナイ ベンガルール ムンバイ 香港		重慶 瀋陽	広州 上海				スラバヤ チェンマイ 済州		ダナン	
	大洋州													
	北米					アトランタ シアトル ニューヨーク ボストン ホノルル ロサンゼルス	サンフランシスコ シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ハガッニャ ヒューストン マイアミ				カルガリー トロント バンクーバー			
	中南米			マナウス			レシフェ		リオデジャネイロ レオン					
	欧州		サンクトペテルブルク	ユジノサハリンスク		ウラジオストク ハバロフスク					デュッセルドルフ ミュンヘン		マルセイユ	
	中東										イスタンブール			
	アフリカ													

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。